

[参考] 引越しチェックリスト

卒業生用

退去日が決まったらすぐに行うこと

退去届の提出	退去日の1ヶ月前までに退去届(駐車場契約されている方は駐車場契約解約届も同時に)を不動産店に提出してください。提出日と退去日との期間が1ヶ月未満の場合、違約金(賃料の1ヶ月相当額)をお支払いいただきますのでご注意ください。
引越しの準備	退去届に退去日を記入する前に運送業者へ連絡し、見積り依頼をしてください。また、荷造りは早めに始めましょう。※毎年3月は特に混み合いますのでご注意ください。
粗大ごみの処分 (布団などゴミ袋に入らないもの)	<p>※退去日が決まりましたら、すぐに予約等手続きをしてください。</p> <p>粗大ゴミの縦・横・高さを測り、秋田市の受付窓口へ電話してください。町内のごみ収集場所等には絶対に捨てないでください。</p> <p>秋田市の粗大ゴミ受付 平日9時～16時 電話018-839-2002</p> <p>※生協では回収致しません。また、アパート敷地内に放置する事もおやめ下さい。自分が使用した物は最後まで責任を持って処分して下さい。</p> <p>※回収業者もごさいます。ご希望の方は秋田協同清掃㈱にお問合せ下さい。</p>
自転車の処分	<p>処分について、秋田市(018-839-2002)の粗大ごみ処理手数料は500円、生協へ依頼する場合は手数料1,100円となります。</p> <p>※生協へ依頼したい場合は立会時に生協スタッフへお申し付けください。</p> <p>※秋田市へ処理を依頼する場合の詳細は電話でお問い合わせください。</p>
家具・家電の処分	家具・家電等の不用品の処分やリサイクルは、ご自身で以下の業者へお問合せください。別紙案内もご確認ください。(株)ダイジョー 電話018-869-7521
ごみの処分	退去日までごみを残さないように、計画的に捨ててください。粗大ごみ、家具・家電の処理は、秋田協同清掃㈱にお問合せ下さい。
インターネット	利用しているインターネット回線・プロバイダの連絡先等を確認し、移転や解約の手続きを行ってください。
郵便局への 転居手続き	インターネットで手続きしてください。郵便物の転送期間は届出日から1年間です。
NHK契約変更等 手続き	世帯同居または住所変更手続きをインターネットで行なってください。
電気	<p>電力供給会社へ連絡し、解約・移転手続きをしてください。</p> <p>東北電力の場合 LINEやインターネットで受付可能です。</p> <p>退去立会い時の点検のため、退去(立会い)日の翌日を解約日としてください。</p> <p>※オール電化物件の方はブレーカーを落とさずにご退去ください。</p> <p>電話でのお手続きを希望する場合やお問い合わせは東北電力お客様センター(0120-066-774)へお電話ください。</p>
ガス	<p>ガス会社へ閉栓依頼の連絡をしてください。閉栓の際はガス会社の立会いが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生協ガスご利用の方…閉栓依頼のご連絡は不要です。 ●それ以外のガス会社をご利用の方…アパート退去立会いの時間より前に閉栓をするように手配してください。
水道	<p>秋田市上下水道局へインターネット(解約日の5日前まで)もしくは電話で解約・移転手続きの連絡をしてください。 秋田市上下水道局 電話018-823-8431</p> <p>退去立会い時の点検のため、退去(立会い)日の翌日を解約日としてください。</p> <p>※都市ガス・プロパンガス物件の方は水抜きを行ったうえでご退去ください。オール電化物件の方は水抜きをせずにご退去ください。</p>
住民票を移す	現在住民票が秋田市にある方は、秋田市以外へ引越する場合、転出届が必要です。秋田駅隣接の秋田拠点センターALVE(アルヴェ)1階 駅東サービスセンターで手続きができます。また、引越後の住所の自治体に転入届が必要となりますが、手続き方法は引越先の自治体にてご確認ください。